

業務用稼働率別プラン定義書 (繁盛応炎団)

2019年10月1日実施

京葉ガス株式会社

業務用稼働率別プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約使用可能量」とは、この定義書の適用を受ける当社の都市ガスを使用する機器の全定格入力（キロワット）を小売約款に定める標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値（小数点以下切り捨て）またはこの定義書の適用を受けるガスメーターの能力（立方メートル毎時）の和をいいます。
- (2) 「実績使用量算定期間」とは、この定義書をお客さまが申し込まれた日（以下「申込日」といいます。）の直前の定例検針日（申込日が定例検針日と同一の場合はその定例検針日とします。）が属する月の前年同月の定例検針日の翌日から申込日の直前の定例検針日までの12か月の検針分をいいます。ただし、この定義書にもとづく契約をすでに締結している場合は契約期間満了日が属する月の前年同月の定例検針日の翌日からその満了日までの12か月の検針分とします。
- (3) 「実績月別使用量」とは、実績使用量算定期間の月別使用量をいいます。ただし、新たなガスの使用開始もしくはガスの使用計画の変更などの場合には、当社とお客さまとの協議により定める12か月の月別予定使用量を実績月別使用量とします。
- (4) 「実績最大需要期使用量」とは、実績使用量算定期間の12月使用分（11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで）から3月使用分（2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで）までの使用量をいいます。なお、(3)ただし書きによる場合には、実績月別使用量のうち、1月、2月、3月および12月使用分をいいます。
- (5) 「実績最大需要期平均使用量」とは、実績最大需要期使用量を4で除した量をいいます。
- (6) 「実績年間使用量」とは、実績月別使用量の合計量をいいます。
- (7) 「実績年間平均使用量」とは、実績年間使用量を12で除した量をいいます。
- (8) 「実績年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切り捨て）。

$$\text{実績年間負荷率} = \frac{\text{実績年間平均使用量}}{\text{実績最大需要期平均使用量}} \times 100$$

- (9) 「実績年間稼働率」とは、月間の実績使用量を契約使用可能量で除したものをいい、倍で表示します。
- (10) 「業務用厨房機器」とは、エネルギー源に当社の都市ガスを使用する消費機器のうち、業としての飲食物提供の目的で使用するレンジ等の熱調理器をいいます。
- (11) 「低輻射型ガス機器」とは、業務用厨房機器のうち、機器表面の輻射熱を空気断熱構造により抑制し、燃焼排熱を集中排気構造により排気するガス機器をいいます。
- (12) 「スチームコンベクションオーブン」とは、業務用厨房機器のうち、蒸気発生装置と強制対流用送風機を備えたオーブンをいいます。
- (13) 「低輻射型ガス機器等」とは、低輻射型ガス機器、またはスチームコンベクションオーブンをいいます。
- (14) 「貫流ボイラ」とは、エネルギー源に当社の都市ガスを使用する消費機器のうち、ドラムがなく、水管のみで構成され、給水ポンプによって管系の一端から押し込まれた水が、予熱部、蒸発部、過熱部を順次貫流し、循環することなく、他端から所要の蒸気を取り出す形式のボイラをいいます。
- (15) 「小型貫流ボイラ」とは、換算蒸発量毎時1トン以下、ゲージ圧力1メガパスカル以下かつ伝熱面積10平方メートル以下の貫流ボイラをいいます。
- (16) 「業務用乾燥機」とは、エネルギー源に当社の都市ガスを使用する消費機器のうち、業としての衣類等の乾燥の目的で使用する機器で、当該機器筐体内で温風等により同筐体内に収納した衣類等を乾燥させる構造を持つ機器をいいます。
- (17) 「単位料金」とは、別表2の基準単位料金、または小売約款に定める調整単位料金をいいます。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- (1) 業務用稼働率別プラン1種の場合

①契約使用可能量が6立方メートル以上であること。

②実績年間負荷率が85パーセント以上であること。

(2) 業務用稼働率別プラン2種の場合

①契約使用可能量が6立方メートル以上であること。

②実績年間負荷率が70パーセント以上であること。

3. 契約の締結

(1) この定義書に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

(2) 申し込みの際お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。

(3) 契約期間は、以下の規定にもとづき決定いたします。

①新たにこの定義書にもとづき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初の小売約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。

②新たにこの定義書にもとづき契約を開始した場合は、契約期間は、契約開始日から、その前日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が使用開始日に先立つ場合は、契約期間は、契約開始日から、その直後の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

(4) 契約期間満了に先立って契約の解約または変更の申し込みがない場合および契約期間のご使用実績が適用条件を満たす場合で、当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以降も同様といたします。

(5) この定義書にもとづいて契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に契約を解約されたお客さまが、同一需要場所でこの定義書による使用の申し込みをされた場合、

当社は、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による契約の解約の場合は、この限りではありません。（（9）において同じ。）

（6）この定義書にもとづいて契約をされ、業務用稼働率別プラン1種を適用されたお客さまで、（8）を除き、かつご使用実績が業務用稼働率別プラン1種の適用条件を満たさない状況が連続している場合には、当社は、当社がやむをえないと判断した場合以外、契約期間満了日の翌日から、この定義書にもとづく契約の業務用稼働率別プラン2種を適用いたします。なお、ご使用実績が適用条件を満たさない状況が連続している状態とは、前契約期間、今契約期間ともに2（1）②の適用条件を満たさない状態をいいます。

（7）この定義書にもとづいて契約をされ、業務用稼働率別プラン2種を適用されたお客さまで、契約期間のご使用実績が業務用稼働率別プラン1種の適用条件を満たす場合には、契約期間満了日の翌日から、この定義書にもとづく契約の業務用稼働率別プラン1種を適用いたします。なお、ご使用実績が適用条件を満たす状態とは、今契約期間について2（1）②の適用条件を満たす状態をいいます。

（8）この定義書にもとづいて契約をされ、業務用稼働率別プラン1種もしくは、業務用稼働率別プラン2種を適用されたお客さまで、ご使用実績が業務用稼働率別プラン2種の適用条件を満たさない状況が連続している場合には、当社は、当社がやむをえないと判断した場合以外、契約期間満了日の翌日からの契約の継続はいたしません。なお、ご使用実績が適用条件を満たさない状況が連続している状態とは、前契約期間、今契約期間ともに2（2）②の適用条件を満たさない状態をいいます。また、この場合、契約期間満了の日から1年の間、同一需要場所でのこの定義書の申し込みを承諾いたしません。

（9）この定義書にもとづいて契約をされているお客さまが、その契約の契約期間満了前に他のガス料金プラン定義書への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾できないことがあります。

（10）当社は、お客さまが当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）

の料金、または延滞利息を、それぞれのガス使用契約で定める支払期日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の適用の申し込みを承諾できないことがあります。

- (1 1) お客さまは、この定義書にもとづいて契約を締結された場合、同一需要場所において他のガス料金プラン定義書（空調用Aプラン、休日平日別空調用Aプラン、空調夏期プラン、休日平日別空調夏期プラン、小型空調専用プラン、休日平日別小型空調専用プラン、輸送向け圧縮天然ガス用Aプラン、輸送向け圧縮天然ガス用Bプラン、時間帯別Aプラン等、その他当社が指定するものを除く）および一般ガス供給約款とのガスの使用契約は締結できません。

4. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

5. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（1円未満の端数切り捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

- (4) 料金は、小売約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期日」といいます。）までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が小売約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期日といたします。

6. 割引制度

- (1) この定義書が適用されているお客さまで、業務用厨房機器、低放射型ガス機器等、

業務用乾燥機、小型貫流ボイラのいずれか、または複数、または全部をご使用いただいている場合には、そのご使用いただいている機器の組み合わせにより以下に定める割引種別のうち適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申し込み方法により、割引制度適用を当社に申し込むことができるものといたします。

業務用特定機器使用割引（得割プラス）

適用条件 業務用厨房機器をご使用で、その定格入力合計が20キロワット以上の場合、または業務用乾燥機をご使用で、その定格入力合計が30キロワット以上の場合、または小型貫流ボイラをご使用の場合。

低輻射型機器等使用割引（涼割プラス）

適用条件 低輻射型ガス機器等および業務用厨房機器をご使用で、その定格入力合計が20キロワット以上の場合。

- (2) 当社は、原則として当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から割引制度を適用いたします。なお申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。また、申し込みの承諾が使用開始日に先立って行われた場合には、使用開始日から割引制度を適用いたします。
- (3) 割引制度は、この定義書にもとづく契約が満了するまで適用するものとし、この定義書にもとづく契約が3（4）の規定にもとづき継続される場合には、割引制度も継続されるものといたします。なお、この定義書にもとづく契約が終了した場合は、契約終了日をもって割引制度も終了いたします。
- (4) 当社は、割引制度を適用する場合、業務用特定機器使用割引は別表3（1）を、低輻射型機器等使用割引は別表3（2）を適用して割引額を算定いたします。
- (5) すでに割引制度を適用されているお客さまが、割引種別の変更を希望される場合は、（1）の定めによるものといたします。当社は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から変更した割引種別を適用いたします。なお申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。
- (6) お客さまが割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。

- (7) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合（（1）に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）は、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。
- (8) （6）または（7）による申し出があった場合、申し出が相手方に到着した日以降最初の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。なお、申し出の到着した日と定例検針日が同日の場合は、申し出の到着した日をもって割引制度の適用を終了いたします。

7. 名義の変更

お客さま、または当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの定義書にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま、または当社はこの定義書にもとづく契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

8. 契約の変更または解約

- (1) 契約期間中であっても、当社はこの契約を変更、または双方協議のうえ解約することができるといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまの申し出にもとづき、契約期間満了前であってもこの定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合（2（1）①および（2）①に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）、当社の申し出にもとづき、契約期間満了前であってもこの定義書にもとづく契約を解約できるものといたします。
- (4) お客さまがガス小売事業者の変更によりこの定義書にもとづく契約を解約する場合には、あらかじめ解約希望日（定例検針日といたします。）を定めて、その45日前までに当社に通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約希望日に解約できない場合があります。なお、変更後のガス小売事業者が当社（導管部門）を介して当社にお客さまの解約を通知できる場合には、お客さまから当

社への通知は必要ありません。

9. 精 算

- (1) すでにこの定義書を適用されているお客さまで、2 (1) ①および(2) ①に定める適用条件を満たさないでガスをご使用されていた場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款を適用して算定される料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。ただし、すでに料金としてお支払いいただいた金額が一般ガス供給約款を適用して算定される料金を上回る場合にはこの限りではありません。
- (2) すでに6に定める割引制度を適用されているお客さまで、6 (1) に定める適用条件を満たさないでガスをご使用されていた場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、適用条件を満たす割引種別を適用した場合の料金、または割引制度の適用がない場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

10. 設置確認

- (1) 当社は、この定義書の適用を受ける機器の設置状況の変更等、2 (1) ①および(2) ①、または6 (1) に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承諾していただきます。
万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの定義書の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの定義書を解約し、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) この定義書の適用を受ける機器の一部または全部を取り外した場合、新たな機器を設置した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。
- (3) 6に定める割引制度を適用のお客さまが、その適用を受ける機器の一部または全部を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、取り外した機器によっては6の規定にもとづき割引種別の変更、または割引制度適用を終了

いたします。

1 1. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日まで旧ガス料金プラン定義書の適用があり、2019年10月1日以降この定義書が適用されるお客さまについて、2019年10月1日が含まれる料金算定期間の料金は、旧ガス料金プラン定義書に基づき算定するものといたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

(1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。

ただし、6に定める割引制度の適用がなされていない、または(3)で算定した割引額が0円の場合は、料金は割引前料金額といたします。

(2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。従量料金は、基準単位料金または小売約款の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 割引額は、割引前料金額に別表3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り上げたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

(4) 小売約款の規定により料金を日割計算により算定する場合、実績月間稼働率は、小売約款の規定に基づく1か月換算使用量を契約使用可能量で除したものによります。また、割引上限額については次の算式により算定いたします。

(算 式)

日割計算後割引上限額

＝別表3の割引上限額×日割計算日数／30（1円未満の端数切り上げ）

2. 料金表1（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	6,609.90円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

料金表A 実績月間稼働率が 0倍から20倍までの場合に適用いたします。

料金表B 実績月間稼働率が20倍をこえ、25倍までの場合に適用いたします。

料金表C 実績月間稼働率が25倍をこえ、30倍までの場合に適用いたします。

料金表D 実績月間稼働率が30倍をこえ、35倍までの場合に適用いたします。

料金表E 実績月間稼働率が35倍をこえ、40倍までの場合に適用いたします。

料金表F 実績月間稼働率が40倍をこえる場合に適用いたします。

業務用稼働率別プラン1種	料金表A	1立方メートルにつき	130.63円
	料金表B	1立方メートルにつき	122.70円
	料金表C	1立方メートルにつき	112.97円
	料金表D	1立方メートルにつき	106.61円
	料金表E	1立方メートルにつき	105.42円
	料金表F	1立方メートルにつき	104.24円
業務用稼働率別プラン2種	料金表A	1立方メートルにつき	130.63円
	料金表B	1立方メートルにつき	130.33円
	料金表C	1立方メートルにつき	120.61円
	料金表D	1立方メートルにつき	114.25円
	料金表E	1立方メートルにつき	113.06円
	料金表F	1立方メートルにつき	112.18円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2

(1) 業務用特定機器使用割引 (得割プラス)

①割引率

割引率	10パーセント
-----	---------

②割引上限額 (消費税等相当額を含みます)

割引上限額 (1か月につき)	6,286円
----------------	--------

(2) 低輻射型機器等使用割引 (涼割プラス)

①割引率

割引率	13パーセント
-----	---------

②割引上限額 (消費税等相当額を含みます)

割引上限額 (1か月につき)	7,333円
----------------	--------